

総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月12日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中8名出席し、その氏名は次のとおり

尾上 昭則	出射 實	宮本 英美	由喜門 尊
藤原 由果	石黒 五月	藤原 和正	大森 茂利

欠席委員

太田 修	宇津木 康文	久山 英之
------	--------	-------

4. 農地利用最適化推進委員

松本 英樹	時 實 乙 伊	佐藤 辰也	時岡 加卓
大森 文生			

欠席委員

正富 清人	福池 正美
-------	-------

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔
事務局 藤原 将也
事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第5条許可申請について
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について (利用権設定・所有権移転)

その他の事項

- 事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和6年度瀬戸内市農業委員会、第8回の総会を始めます。会長よろしくお願ひします。
- 議長 (あいさつ)
皆様の適正な審査、よろしくお願ひします。
- 事務局長 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち8名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。
なお、農業委員 太田 修 委員、宇津木 康文 委員、久山 英之 委員、推進委員 正富 清人 委員から欠席届が出ていることを報告します。
以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に宮本 英美 委員、由喜門 尊 委員よろしくお願ひします。
それでは、議題に入ります。報告事項、農地法許可に係る専決処分について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料1項目をご覧ください。報告事項、農地法許可に係る専決処分についてです。令和6年度瀬戸内市農業委員会第7回総会で農地転用許可と議決された下記の案件について、令和6年10月28日付で瀬戸内市長より開発行為の承認があり、同日付で岡山県農業会議に諮問したところ、許可が適当であるとの意見答申があつたため、指令書を交付したことを報告します。
- 議長 それでは、ただ今の報告事項につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。
(意見なし)
それでは意見なしとしまして、報告承認とします。
- 続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料2項目をご覧ください。第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。
- 【1番案件】**
- 譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。
農地の所在地「牛窓町鹿忍■■■」。登記、現況地目いずれも「畑」。
面積「1, 405 m²」。農地までの距離「200m」。耕作面積「46, 998 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。
- 【2番案件】**

譲受人「牛窓町鹿忍5351番地2 株式会社高田農園 代表取締役
高田 和之 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在2筆「牛窓町長浜■■■」。面積「1, 462m²」。

「牛窓町長浜■■■」。面積「1. 69m²」。

登記、現況地目いずれも「畑」。面積「1, 463. 69m²」。農地までの距離「2, 500m」。耕作面積は「49, 288. 09m²」。耕作者数「7名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在8筆「邑久町福中■■■」。面積「1, 075m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「571m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「515m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「127m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「537m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「599m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「453m²」。

「邑久町福中■■■」。面積「1, 661m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「5, 538m²」。農地までの距離「30, 000m」。耕作面積は「3, 668m²」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在4筆「邑久町上山田■■■」。面積「109m²」。

「邑久町上山田■■■」。面積「293m²」。

「邑久町上山田■■■」。面積「199m²」。

「邑久町上山田■■■」。面積「70m²」。

登記、現況地目いずれも「畑」。面積「671m²」。農地までの距離「5, 000m」。耕作面積「0m²」。耕作者数「1名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

農地の所在地「長船町飯井■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「1, 052 m²」。農地までの距離「5, 000 m」。耕作面積

「14, 794 m²」。家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理

由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。

なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【6番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代
表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■」。

農地の所在3筆「長船町磯上■■■」。面積「367 m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「675 m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「392 m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 434 m²」。農地までの距

離「39, 000 m」。耕作面積「809, 230. 16 m²」。耕作者数

「35名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方

の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり

■ ■となっています。

【7番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 代表取
締役 中川 賢剛 電気業」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代
表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在2筆「長船町磯上■■■」。面積「485 m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「735 m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「1, 220 m²」。取得の理由は

「その他」によるもの。譲渡の理由は「その他」によるものです。なお、

地上権設定によるもので10aあたり■ ■となっています。

【8番案件】

譲受人「広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 代表取
締役 中川 賢剛 電気業」。

譲渡人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代
表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「1, 752 m²」。取得の理由は「その他」によるもの。譲渡の理

由は「その他」によるものです。なお、地上権設定によるもので10aあ
たり■ ■となっています。

【9番案件】

讓渡人「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□」。

農地の所在地「長船町福里■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「836m²」。農地までの距離「23,000m」。耕作面積「15,454m²」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっています。

以上、説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、松本委員より説明をお願いします。

松 本 委 員 1番案件について、この土地は耕作放棄地になっていて、譲渡人が草刈
をしています。譲受人は今後農業することがなく話がまとまりました。
問題ありません。

議長 2番案件について、時実委員より説明をお願いします。

時 實 委 員 2番案件について、譲渡人は百姓ができないということで譲受人と話がまとまりました。問題ありません。

議長 3番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐 藤 委 員 3番案件について、不動産屋の紹介でお譲りすることになり、譲受人は
昨年も耕作実績もあるので問題ありません。市外で遠方ですが、農業委
員会に説明していると伺っております。

議長 4番案件について、正富委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局 4番案件について、譲受人は数年前から営農を目指し、市内で野菜や果樹の栽培を学ばれています。現在は社会人研修を受講されていまして、この度自身で農地を取得して営農を開始したいと聞いているので問題ありません。また、先ほどの3番案件の補足ですが、譲受人と直接電話でやり取りし、現在公務員ですが、息子さんが専業で農業法人をされており、息子さんが主ではあるが、一緒にされることです。

議長 5番案件について、福池委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局 5番案件について、譲受人は増反を考え、現在耕作をしている近くの田んぼで自作していない譲渡人に譲渡の話を持ち掛けたところ話がまとまりました。問題ありません。

議長 6番案件から8番案件について、時岡委員より説明をお願いします。

時岡委員 6番案件について、譲渡人は高齢で土地の管理ができないとのことで、譲受人と話がまとまりました。7番案件、8番案件は以前ご審議いただいた件です。

議長 9番案件について、福池委員より説明をお願いします。

大森委員 9番案件について、この田んぼが変形で作りにくく、今まで別の方が作付けされていたが、耕作放棄地になりかけて、譲受人が瀬戸内市に住んで耕作するということで話がまとまりました。問題ありません。

議長 それでは、ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願ひします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から9番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(贊成者舉手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして、第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、4頁をご覧ください。第2号議案、農地法第5条許可申請について、ご説明します。

【1番案件】

借人「牛窓町牛窓6410番地 建設業 株式会社 元濱組 代表取締役 元濱 詳一」。

土地の所在「邑久町豆田■■■」。地目「畑」。面積「362m²」。転用目的「事務所」。施設の概要「事務所 1棟 67.18m²」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定、10aあたり■ ■、農用地区域外農地です。

位置図は資料7頁をご覧ください。近くに奥田鉄工株式会社、内山工業株式会社があり工業地帯に申請地があります。

【2番案件】

土地の所在「長船町牛文■■■」。地目「田」。面積「270m²」。転用目的「一般住宅」。施設の概要「2階建 1棟 84.59m²」。建ぺい率「31.30%」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 米420kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定10aあたり■ ■、農用地区域外農地です。

位置図は資料8頁をご覧ください。長船東保育園から東に約700mに位置しています。

【3番案件】

借人「広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

貸人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在2筆「長船町磯上■■■」。面積「485m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「735m²」。

地目「田」。面積「1, 220m²」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 1棟 400. 95m²」。

農地区分10aあたり収量「第2種農地 米 420kg」。資金「■■」。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定、10aあたり■■、農用地区域外農地です。

位置図は資料9頁をご覧ください。稗田池の先に長船美しい森があり、その途中に申請地があります。

【4番案件】

借人「広島県広島市中区小町4番33号 中国電力株式会社 代表取締役 中川 賢剛 電気業」。

貸人「東京都青梅市富岡3丁目1089番地1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

農地の所在地「長船町磯上■■■」。地目「田」。面積「1, 752m²」。転用目的「営農型太陽光発電装置」。施設の概要「営農型太陽光発電装置 1棟 427. 72m²」。農地区分10aあたり収量「第1種農地 米 420kg」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。なお、賃貸借権設定、10aあたり■ ■、農用地区域外農地です。

位置図は資料10頁をご覧ください。日本マタイ株式会社から約300mに位置しています。

【5番案件】

譲受人「岡山市中区門田屋敷2-2-8 橘高ビル2階 不動産業 株式会社メリィライフ 代表取締役 爲井 陽子」。

譲渡「■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町土師■■■」。地目「畑」。面積「272m²」。転用目的「建売分譲住宅」。施設の概要「2階建 1棟 1棟 56. 70m²、駐車場 25m²」。建ぺい率「22. 90%」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金「■ ■」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転10aあたり■ ■、農用地区域外農地です。

位置図は資料11頁をご覧ください。長船土師郵便局から約300mに位置しています。

以上、事務局からの説明を終わります。

- 議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。
- 佐藤委員 1番案件について、追加工事が発生したということで排水など近隣への影響はありません。問題ありません。
- 議長 続きまして、2番案件について、時岡委員より説明をお願いします。
- 時岡委員 2番案件について、こちらに帰ってきて家を建てるということで話がまとまりました。問題ありません。
- 議長 続きまして、3番案件、4番案件については、1号議案でご説明しておりますので、本案件については場所の確認のみいたします。
- 続きまして、5番案件について、大森委員より説明をお願いします。
- 大森委員 5番案件について、譲渡人の畠でしたが、この度譲渡人が建売分譲住宅を建てるようになりました。周囲もすでに宅地となっており、排水等も問題ありません。
- 議長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第5条許可申請につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。
- (意見なし)
- それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。
- 第2号議案 農地法第5条許可申請の1番から5番までの案件について、許可に賛成の方は举手をお願いします。
- (賛成者举手)
- 議長 全員賛成ということで、承認します。
- 続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料、5頁をご覧ください。

【第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに説明】

- 以上、事務局からの説明を終わります。
- 議長 ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、報告承認とします。
- それではその他の項目についてです。事務局、お願いします。
- 事務局 今後の総会の予定については、12月の通常総会は、12月10日火曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室にて9時30分から開催予定です。
- 1月の通常総会は1月15日水曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室にて9時30分から開催予定です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。
それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和6年度11月の総会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和6年11月12日

議長 藤原和正

署名委員 宮本英美

署名委員 由喜門尊